附置義務駐車場の台数算定表(1)

（駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合）

１　建築物の計画内容（小数点以下第３位切捨て）

|  |  |
| --- | --- |
| 用　　途　　地　　域 | 地　域 |
| 部分の床面積 | 特定用途 | 百貨店その他の店舗 | 　　㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | 　　㎡・・・① |
| 事務所 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・② |
| 倉庫又は工場 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・③ |
| その他の特定用途 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・④ |
| 非特定用途 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・⑤ |
| 共同住宅等 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・⑥ |
| 共用部分 | ㎡ | ・・・⑦ |
| 合　計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | ・・・⑧（（駐車場の部分を除く。） |
| 建築物の延べ面積（⑧－⑥）　　　　　　　　㎡ | ・・・⑨（（駐車場及び共同住宅等⑥の部分を除く。） |

　　※　共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

２　駐車場条例対象の判断

＋（

÷２）＝

㎡・・・⑩

特定用途

（①＋②＋③＋④）　　　　　　　㎡

非特定用途

（⑤）　　　　　　　　　　㎡

　　※　計算結果から⑩が１,０００平方メートルを超える場合は、条例の対象となります。

３　大規模建築物の逓減措置（小数点以下第３位は切捨て）　　□対象・□対象外

事務所の部分の床面積②、倉庫又は工場の部分の床面積③が１０,０００㎡を超える場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務所の部分の床面積 | ０～　１０,０００㎡の部分 | １０，０００　 ㎡×１．０＝ | １０，０００　㎡ |
| １０,０００超～　５０,０００㎡の部分 | ㎡×０．７＝ | ㎡ |
| ５０,０００超～１００,０００㎡の部分 | ㎡×０．６＝ | ㎡ |
| １００,０００超の部分 | ㎡×０．５＝ | ㎡ |
| 合　　　　　計 | （　②　　　　　　　 ㎡　） | ②'　　　　　　　　　㎡ |
| 倉庫又は工場の部分の床面積 | ０～　１０,０００㎡の部分 | １０，０００　㎡×１．０＝ | １０，０００　㎡ |
| １０,０００超～　５０,０００㎡の部分 | ㎡×０．７＝ | ㎡ |
| ５０,０００超～１００,０００㎡の部分 | ㎡×０．６＝ | ㎡ |
| １００,０００超の部分 | ㎡×０．５＝ | ㎡ |
| 合　　　　　計 | （　③　　　　　　　 ㎡　） | ③'　　　　　　　　　㎡ |

※　大規模建築物の逓減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に、③'を③に

読み替えます。

４　乗用車駐車場の附置義務台数の算定

　(1) 百貨店その他の店舗の部分

）÷２００［㎡／台］

①　　　　　　　　　　　　㎡

　（

※「横浜駅周辺地区」内は３００［㎡／台］

・・・⑪

＝

小数点以下第４位を四捨五入

　(2) 事務所の部分

）÷２５０［㎡／台］

②　　　　　　　　　　　　㎡

　（

※「横浜駅周辺地区」内は３００［㎡／台］

※「みなとみらい21地区」内は４００［㎡／台］

・・・⑫

＝

小数点以下第４位を四捨五入

　(3) 倉庫又は工場、その他の特定用途の部分

④　　　　　　　（横浜駅周辺地区内では「飲食店」は除く）

）÷２５０［㎡／台］

＋

③　　　　　　　　　　　　㎡

　（

　（

＋

※「横浜駅周辺地区」内は「飲食店」は３００［㎡／台］

④´　　　　　　　　　　　（横浜駅周辺地区内の「飲食店」）

）÷３００［㎡／台］

＝

小数点以下第４位を四捨五入

・・・⑬

　(4) 非特定用途の部分

⑤　　　　　　　　　　　　㎡

・・・⑭

小数点以下第４位を四捨五入

＝

÷５５０［㎡／台］

　(5) 小計

⑫

⑬

⑭

⑪

＋

＋

＋

＝

・・・⑮

(6) 小規模建築物の緩和措置　　□有・□無

　　 建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、６，０００㎡未満の場合

1,000㎡×（6,000㎡－建築物の延べ面積⑨）

6,000㎡×⑩－1,000㎡×建築物の延べ面積⑨

緩和係数＝１－

1,000㎡×（6,000㎡－　　　　　　　　　　）

⑨

＝１－

6,000㎡×　　　　　　　　　　－1,000㎡×

⑨

⑩

＝１－

＝１－

・・・⑯

＝

（小数点以下第４位切捨て）

　(7)　乗用車駐車場の附置義務台数

　　　小規模建築物の緩和措置　□有

⑮

×

⑯

・・・⑰

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

＝

小規模建築物の緩和措置　□無

⑮

・・・⑰'

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

５　荷さばき駐車場の附置義務台数の算定　　□対象・□対象外

特定用途に供する部分の床面積（①＋②＋③＋④）が３，０００㎡を超える場合

(1) 百貨店その他の店舗の部分

小数点以下第４位を四捨五入

・・・⑱

÷３，０００［㎡／台］＝

①　　　　　　　　　　　　㎡

(2) 事務所の部分

・・・⑲

小数点以下第４位を四捨五入

÷８，０００［㎡／台］＝

②　　　　　　　　　　　　㎡

(3) 倉庫又は工場の部分

・・・⑳

小数点以下第４位を四捨五入

÷３，５００［㎡／台］＝

③　　　　　　　　　　　　㎡

(4) その他の特定用途の部分

・・・㉑

小数点以下第４位を四捨五入

÷６，５００［㎡／台］＝

④　　　　　　　　　　　　㎡

(5) 小計

・・・㉒

＝

＋

㉑

＋

⑳

⑲

＋

⑱

(6) 小規模建築物の緩和措置　　□有・□無

　　 建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、６，０００㎡未満の場合

6,000㎡－建築物の延べ面積⑨

建築物の延べ面積⑨

緩和係数＝１－

6,000㎡－

⑨

⑨

＝１－

＝１－

＝

＝１－

・・・㉓

（小数以下点第４位切捨て）

(7)　荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

　　　小規模建築物の緩和措置　□有

小数点以下切上げ⇒

×

㉓

㉒

・・・㉔

　　　　　台

＝

小規模建築物の緩和措置　□無

小数点以下切上げ⇒

上限10台

㉒

・・・㉔’

　　　　　台

６　自動二輪車駐車場の附置義務台数の算定　　□対象・□対象外

　　特定用途に供する部分の床面積（①＋②＋③＋④）が１，０００㎡を超える場合

(1) 百貨店その他の店舗、事務所の部分

②　　　　　　　　　　　　㎡

＋

　（

①　　　　　　　　　　　　㎡

）÷３，０００［㎡／台］

・・・㉕

＝

小数点以下第４位を四捨五入

(2) 倉庫又は工場、その他の特定用途の部分

＋

　（

③　　　　　　　　　　　　㎡

）÷１０，０００［㎡／台］

④　　　　　　　　　　　　㎡

・・・㉖

＝

小数点以下第４位を四捨五入

(3) 小計

・・・㉗

＝

＋

㉖

㉕

(4) 小規模建築物の緩和措置　　□有・□無

　　 建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、６，０００㎡未満の場合

1,000㎡×（6,000㎡－建築物の延べ面積⑨）

5,000㎡×建築物の延べ面積⑨

緩和係数＝１－

⑨

1,000㎡×（6,000㎡－　　　　　　　　　　　　　　　）

＝１－

5,000㎡×

⑨

＝１－

・・・㉘

＝

（小数点以下第４位切捨て）

＝１－

(5)　自動二輪車駐車場の附置義務台数

　　　 小規模建築物の緩和措置　□有

×

㉗

㉘

・・・㉙

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

＝

小規模建築物の緩和措置　□無

㉗

・・・㉙’

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

７　駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

　　　　　　　台　　台台

＝

－

㉔又は㉔'　　　　　 台

⑰又は⑰'　 　　　　　台

(2) 荷さばき駐車場

㉔又は㉔'　　　　　 台

(3) 自動二輪車駐車場

㉙又は㉙'　　　　　　 台

【参考】　共同住宅等と複合している場合の算定

　共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

地域

　　　　　／１０

　　　　　戸

×　　　　　　　　　　　＝

小数点以下切上げ⇒

　　　　台　　台

附置義務駐車場の台数算定表(2)

（周辺地区又は自動車ふくそう地区の場合）

１　建築物の計画内容（小数点以下第３位切捨て）

|  |  |
| --- | --- |
| 用　　途　　地　　域 | 地　域 |
| 部分の床面積 | 特定用途 | 百貨店その他の店舗 | 　　㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | 　　㎡・・・① |
| 事務所 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・② |
| 倉庫又は工場 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・③ |
| その他の特定用途 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・④ |
| 非特定用途 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・⑤ |
| 共同住宅等 | ㎡ | 共用部分⑦を面積案分した数値との合計 | ㎡・・・⑥ |
| 共用部分 | ㎡ | ・・・⑦ |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | ・・・⑧（（駐車場の部分を除く。） |
| 建築物の延べ面積（⑧­－⑥）　　　　　　　　㎡ | ・・・⑨（（駐車場及び共同住宅等⑥の部分を除く。） |

　　※　共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

２　駐車場条例対象の判断

特定用途

（①＋②＋③＋④）＝　　　　　　　　　　　　　 　 　㎡・・・⑩

　　※　計算結果から⑩が２,０００平方メートルを超える場合は、条例の対象となります。

３　大規模建築物の逓減措置（小数点以下第３位は切捨て）　□対象・□対象外

事務所の部分の床面積②が１０,０００㎡を超える場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務所の部分の床面積 | ０～　１０,０００㎡の部分 | １０，０００　 ㎡×１．０＝ | １０，０００　㎡ |
| １０,０００超～　５０,０００㎡の部分 | ㎡×０．７＝ | ㎡ |
| ５０,０００超～１００,０００㎡の部分 | ㎡×０．６＝ | ㎡ |
| １００,０００超の部分 | ㎡×０．５＝ | ㎡ |
| 合　　　　　計 | （　②　　　　　　　 ㎡　） | ②’　　　　　　　　　㎡ |

※　大規模建築物の逓減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に読み替えます。

４　乗用車駐車場の附置義務台数の算定

　(1) 百貨店その他の店舗の部分

）÷２００［㎡／台］

①　　　　　　　　　　　　㎡

　（

・・・⑪

＝

小数点以下第４位を四捨五入

　(2) 事務所の部分

）÷２５０［㎡／台］

②　　　　　　　　　　　　㎡

　（

・・・⑫

＝

小数点以下第４位を四捨五入

　(2) 倉庫又は工場の部分

・・・⑬

③　　　　　　　　　　　　㎡

÷３００［㎡／台］

小数点以下第４位を四捨五入

＝

　(3) その他の特定用途の部分

・・・⑭

④　　　　　　　　　　　　㎡

÷２５０［㎡／台］

小数点以下第４位を四捨五入

＝

　(4) 小計

＋

⑬

⑫

⑪

⑭

＋

＋

＝

・・・⑮

(5) 小規模建築物の緩和措置　　□有・□無

　　 建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、６，０００㎡未満の場合

6,000㎡－建築物の延べ面積⑨

2×建築物の延べ面積⑨

緩和係数＝１－

6,000㎡－

⑨

＝１－

2×

⑨

＝１－

＝１－

・・・⑯

＝

（小数点以下第４位切捨て）

　(6)　乗用車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置　□有

⑮

×

⑯

・・・⑰

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

＝

小規模建築物の緩和措置　□無

⑮

・・・⑰’

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

５　荷さばき駐車場の附置義務台数の算定　　□対象・□対象外

　　特定用途に供する部分の床面積（①＋②＋③＋④）が３，０００㎡を超える場合

(1) 百貨店その他の店舗の部分

小数点以下第４位を四捨五入

・・・⑱

÷３，０００［㎡／台］＝

①　　　　　　　　　　　　㎡

(2) 事務所の部分

・・・⑲

小数点以下第４位を四捨五入

÷８，０００［㎡／台］＝

②　　　　　　　　　　　　㎡

(3) 倉庫又は工場の部分

・・・⑳

小数点以下第４位を四捨五入

÷３，５００［㎡／台］＝

③　　　　　　　　　　　　㎡

(4) その他の特定用途の部分

・・・㉑

小数点以下第４位を四捨五入

÷６，５００［㎡／台］＝

④　　　　　　　　　　　　㎡

(5) 小計

・・・㉒

＝

＋

㉑

＋

⑳

⑲

＋

⑱

(6) 小規模建築物の緩和措置　　□有・□無

　　 建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、６，０００㎡未満の場合

6,000㎡－建築物の延べ面積⑨

建築物の延べ面積⑨

緩和係数＝１－

6,000㎡－

⑨

⑨

＝１－

＝１－

＝

＝１－

・・・㉓

（小数点以下第４位切捨て）

(7)　荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

　　　 小規模建築物の緩和措置　□有

・・・㉔

×

㉓

㉒

　　　　　台

小数点以下切上げ⇒

＝

小規模建築物の緩和措置　□無

小数点以下切上げ⇒

上限10台

㉒

・・・㉔’

　　　　　台

６　駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

　　　　　　　台　　台台

＝

－

㉔又は㉔’　　　　　 台

⑰又は⑰’　 　　　　　台

(2) 荷さばき駐車場

㉔又は㉔’　　　　　 台

【参考】　共同住宅等と複合している場合の算定

　共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

小数点以下切上げ⇒

　　　　台　　台

地域

　　　　　／１０

　　　　　戸

×　　　　　　　　　　　＝